

第852回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年8月5日（金曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者（14名）

2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之	4番 山本 欣史
5番 岩本 誠司	6番 (欠番)	7番 澤田 誠規
8番 西山 成彦	9番 小島 久司	10番 寺田 巧
11番 羽賀 大透		

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
4番 井垣 水里	7番 浦田 久永	

4. 欠席者（3名）

1番 稲田 義敬

5番 佐藤 千春 6番 山本 大

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長 小松 憲司 事務局 主査 中田 真由

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について
議案第2号 宿毛市農用地利用集積計画について

- 議 長 (招集あいさつ)
- 議 長 これより、第852回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。9番 小島 久司 委員、10番 寺田 巧 委員 をお願いします。
(なお、1番 稲田 義敬 委員、5番 佐藤 千春 委員、6番 山本 大 委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)
- 議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号5番。場所は3ページに位置図をつけております。
大字山田、天神地区。譲渡人・譲受人の自宅付近の農地のうちの1筆です。
譲受人は近隣の農地を所有しており、農作業するには当該の農地を通らざるを得ないということで、今回買い受けることになりました。取得後は季節野菜を作るとのことです。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
- 議 長 続きまして、受付番号5番について、山田地区担当の西山委員より説明をお願いいたします。
- 西山委員 **【議案書をもとに5番朗読】**
譲受人が使い勝手のいいようにちょっと準備をしておるところです。昨日、一昨日でしたか、譲渡人本人にもお会いをいたしまして、譲受人につきましては、ちょうどご本人が留守でした。息子さんがおりましたので、息子さんにそれを確認してくれということでお父さんに伝えてくれとお願いをしております。以上です。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

- 議 長 ほかにありませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、「議案第1号」1件は、許可することに決しました。
- 議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。
- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員 議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご報告いたします。
受付番号29番について説明をいたします。議案書は3ページをご覧ください。こちらは再設定です。
場所は、大字黒川。平田ICと中筋川の間にある農地のうちの1筆です。
田では水稻を作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。
以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議 長 続きまして、受付番号29番について、黒川地区担当の自分の方から説明します。
- 岩本委員 **【議案書をもとに29番朗読】**
2、3日前に借受人の所に井垣委員と確認へ行きました。再設定でもあ
るし、借受人が貸付人が再設定を受けるに当たってもう高齢ですので、息

子さんが来てくれてその時にもう農業委員が確認せんでもいいように、確認をとってくれておりました。以上とのことですので、問題ないと思いますので、審議の方よろしく願いいたします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」1件は、市に通知することに決しました。

(協議事項)

○議 長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明について事務局から報告します。議案書は4ページになります。今回は1件です。

受付番号13番。申請場所 所在地は橋上町橋上。登記地目 田4筆です。5ページに位置図をつけております。

場所は、主要地方道宿毛津島線、橋上地区内、県道から宿毛建設資源利用協同組合の最終処分場へと通じる道路沿いです。耕作放棄により、平成元年頃より竹藪となっており、現在に至っております。

昨年から、何回か同様の申請がありましたが、その隣接地となります。

なお、今後の利活用については、現在申請地の向かい側に組合が所有する既存の沈砂池があります。本申請地の西側にも組合が所有する土地があり、今回の非農地証明許可後、売却を経て、申請地とあわせて新たに沈砂池を設置する計画がありますので申し添えます。

以上、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号13番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに受付番号13番朗読】

現在は草木竹が生い茂っているのが現状であります。現況は原野となっております。今事務局の局長からも話がありましたように、こういう状態で何回も、水を貯めるといった計画が出ております。申請人には自宅に行き確認をして、農地には復帰できないとのことですので、よろしくお願いいたします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

非農地証明1件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、非農地証明1件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長

(①県に送付した結果の報告について)

報告事項がありますので、順番に報告いたします。

私の方からは今委員の皆さまのお手元に配布させていただきました資料2をご覧ください。

農地法第4条及び第5条の規定による許可申請書の取り下げ（2件）についてご報告いたします。

1件目は今年1月27日開催の第847回宿毛市農業委員会会議で承認となった、農地法第4条申請（受付番号3号）について、令和4年5月26日付けで取り下げ書が提出されましたので報告いたします。

所在地は宿毛市橋上町橋上。地目は畑1筆。こちらの内容はどのようなかということ、自己の所有する農地への進入路として既存の通路を一部拡幅するため、当初転用、4条申請を上げておりました。

取り下げの理由は、農地法施行規則における農地の転用の制限の例外（第29条第1項）耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは、利用の増進のため又はその農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合に該当することから、今回の申請は必要ないとのことで、1月の会議で許可相当と認められ、許可権者である県に送りましたが、5月に県が申請者からの許可申請の取り下げ書を正式に受理したものです。

続きまして、2件目についてご説明いたします。

今年3月1日開催の第846回宿毛市農業委員会会議で承認となった、農地法第5条申請（受付番号12号）について、令和4年7月25日付けで取り下げ書が提出されましたので、報告します。

所在地は宿毛市平田町中山。延光寺の入口です。地目は畑1筆です。中村宿毛道路寺山トンネル内の電波状況の改善を目的として、携帯電話用基地局として建設する旨、申請がされておりました。

取り下げの理由は、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取り扱いについて（平成16年6月2日付け事務連絡総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画課長通知）に基いた手続きで申請することとなり（農用地区域内の開発行為の許可及び農地法に規定する農地法の許可は不要につき）本申請は取り下げることとなりました。3月の会議で許可相当と認められ、許可権者である県に送りましたが、7月に県が申請者からの許可申請の取り下げ書を正式に受理したものです。いままでにはないケースでしたが、基本的には携帯電話の基地局、電柱等そういう

ものが市内で多々建っておりますが、こちらの分につきましては公共性が高いものということで、通常の建物、家を建てるとか、工場を建てるとか、そういうのとは違った、高知県本課の方での事前協議や説明で済む、ということになっておりますので、申し添えます。

以上今回2件の取り下げがありましたので、この場で報告させていただきます。私からの報告は以上になります。

○事務局員 **(②公務災害補償保険料集金について)**

「公務災害補償制度」の掛金を本日集金させていただきます。領収書は後日郵送する予定です。

(③活動記録簿提出について)

次に、活動記録簿をご提出いただき、ありがとうございました。今年は色々変わったこともあり、ご不便、ご面倒をおかけしたかと思いますが、本日提出いただきました活動記録簿につきましては、事務局にて点検・確認後、郵送にて返却する予定です。色々変わった面がありますので、確認させていただきます。フィードバックも後々したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局員 **(④農業委員会視察研修計画(案)について)**

農業委員会視察研修の計画について、まず事務局にて案を作成し、先日議案書と資料を同封しておりますので、詳しくはそちらをご覧ください。

3つの案をご提案させていただいておりますが、まず私の方から1つ目の案をご説明したいと思います。

こちらの案では南国市及び高知市への視察を検討しております。視察先は①Aitosa 株式会社、②道の駅 南国風良里、③JA ファーマーズマーケットとさのさとの3か所です。

今回視察を予定している Aitosa 株式会社は南国市植田地区にあり、高知県が効率的な農業経営を実現するために、次世代施設園芸での企業誘致を行う計画を立て、基盤整備事業を導入し、重点的に取り組むこととなりました。3社が参入することとなりまして、現在は Aitosa 株式会社が環境制御技術 (IoP 技術) を活用し、スマート農業に力を入れております。四国電力のグループ会社の1つの会社で、肥料の濃度やハウス内の温度湿度、日照量、収穫量などを全て携帯端末で確認でき、窓の開閉や加温、二酸化炭素の施用等の機械を自動制御し、作業が自動化、省力化したため労働環境も改善。次世代施設園芸の取り組みと担い手育成について学ぶ予定です。

続きまして、道の駅 南国風良里についてですが、特産品販売、JA 直売所、レストランを併設した南国市の道の駅です。レストラン休業日を利用して、市内の女性グループが「農家レストラン まほろば畑」を開店しており、地元の食材をいかしたランチバイキングが好評とのことで、開店日に行くことができると思っております。

最後に、JA ファーマーズマーケットとさのさとですが、こちらは一度行ったことがある人もあるかと思えます。令和元年9月にオープンした全国最大級の直販所です。徹底的に高知産の食材にこだわり、県内の東西からJA独自の集荷システムを使い、午後からでも品ぞろえが充実しているところが特徴です。

以上2つの施設について、地元の季節の食材を生かした商業施設について、見学・学習したいと思っております。

2つ目、3つ目の案につきましては、事務局長の方より説明いたします。よろしく願いいたします。

○事務局長

私の方から残り2案の説明をさせていただきます。

プラン2とプラン3、それぞれご覧ください。

プラン2の方は、エフビットコミュニケーションズ株式会社というところになっております。京都市に本社を置く、新電力の会社となっております。こちらは今年の4月、本山町で民有地2haを借りて、新たに農業に参入するものとなったもので、次世代型ハウスと併設するバイオマス発電所の2つの施設を整備したものです。総事業費は30億円。発電所の出力は2メガワットで四国電力に売電しております。燃料としましては本山町周辺の未利用木材を利用しており、上記でタービンを回して発電するタイプです。また、次世代型ハウスは耐風設計で、温度や湿度、CO2をコンピュータ制御しております。発電所の排ガスからCO2を排出して引き込み、農産物の光合成を促しております。温水を通した配管を巡らせ、冬季も室温を18℃前後に保っているそうです。

面積1haでパプリカを水耕栽培し、年間240tの収穫を計画しております。パプリカは輸入が多く、同社の参入で高知県の生産量は、全国16位から6位に大幅に飛躍する見通しとなっております。こちらの会社、農業参入はこの度初めてということから、新たに高知県において「エフビットファームこうち」を設立したものです。発電所とハウスの運営で地元から約40名を雇用しております。社長さんが言うには、「バイオマス発電所の副産物である余熱と煙を農業に生かすSDGs（持続可能な開発目標）にも資する仕組みとなっております。中山間地域で発電所と農園が一緒になっ

で新しいシステムを生み出す、そういう時代が来ている」という意気込みでした。これが2番目の視察の内容となっております。そのあと道の駅とさのさととは同じですので省略させていただきます。

続いて3番目のプランの内容についてですが、エンジェルガーデン南国・南国にしかわ農園についてです。こちらの内容は、2011年に耕作放棄地を活用し、20aの圃場にて101本のグアバを定植したそうです。これがスタートで、南国にしかわ農園を開園。無農薬無肥料のグアバの栽培を開始。有機認証を受け手、2017年一般社団法人エンジェルガーデン南国に引き継がれて、就労継続支援B型事業所、障がい者の方を雇用しているということですね、を運営し、農福連携で栽培し、自社工場で加工、卸販売の6次産業化を実現しております。先ほど出ました、SDGsの17項目全てに具体的な取り組みを行っており、農園のグアバのお茶は高知大学の実験で市販のトクホ飲料や健康茶と比べ糖や脂質の吸収抑制の活性が高く、エキスは抗酸化・美白作用が高いことが判り学会で発表され、種からとれるオイルの抗酸化・保湿作用の高さも実証し、高知大学と開発した化粧品「天海のしずくオーガニック（第30回高知地場産業大賞奨励賞）」も好評です。

農園では自然豊かな環境の中で自然の恩恵に感謝し、グアバ栽培を中心に、土づくり、種まき、無農薬有機栽培、自社工場で加工、直接消費者へ販売し、農福連携で6次化を目指しています。こちらが3番目の視察先の提案内容となっております。

以上、事務局からは今日3つ提案させていただいております。3つとも9月～11月の広い部分で設定をしておりますので、皆さま内容を見ていただけたらと思います。

- 議長 今事務局からの話がありましたが、なにかありませんか。
- 議長 なければ、ある程度事務局の方にお任せということでかまいませんか。
- 小島委員 日程いうがは、もっとちょっと向こういかんと、9月の半ばいうがは難しいがやない。大体10月これくらいいうたら皆済んじょうろうかね。10月の18日頃くらいには大方終わっちゃうろう。
- 川島委員 10月の10日頃じゃないかね。

○議 長 10月の20日から月末ぐらいの間がいいんじゃないですか。それでいきましよう。

○事務局長 ありがとうございます。日程については10月の中旬からいうことでさせていただきます。詳しい日程はこちらの方で。一応3つ提案させていただきましたが、優先順位的には1番からです。ししとうか、ししとうです。一番最初に提案したものは、私が提案した内容と彼女が提案した内容がたまたま一緒でして、2番目、3番目は私が提案して、もしししとうがダメだった場合の補欠として提案しました。とりあえず、1番目から提案して。先方のこともありますのでね。

○議 長 ほかになにかありませんか。なければ終わりますようか。

○小島委員 一つ構いませんか。農業委員会のコスモスの。あれはなんとかせんと、耕作放棄地。あれはなんとかせんといかんがやないかね、もう1回。

○議 長 どうですかね、来月会議が終わってから、草刈り等。

○西山委員 そこは会長と事務局に一任しますんでね、ぼつぼつ地域の皆さんのお声が。

○議 長 次の議案書を送るまでには、計画を立てて、議案書送る時に送ります。

○議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
 これで第852回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和4年8月5日

会 長 岩本 誠司
農業委員 小島 久司
農業委員 寺田 巧